

証券関係国会審議録(三) 解題

二 上 季 代 司

はじめに

本巻は第一、二巻に続き証券関係の国会審議録を収録している。収録の対象は、第七五回通常国会から第九四回通常国会まで、期間は昭和五〇年五月～五六年六月の約六年間である。昭和五〇年代前半の国会審議録をカバーする。

本巻では、(一)証券市場にかかわる種々の立法(および法改正)をめぐる審議と、(二)財政、金融、証券の基本施策をめぐる論戦の記録を収録している。この間に成立した法案につき、本巻で収録したものを時代順に列挙すると、以下のとおりである。

① 昭和五〇年度および五一年度の公債発行特例法案である。五〇年度法案は補正予算に関連して七六回臨時国会に提出(五〇年一〇月)、一二月に成立している。次の五一年度法案は当初予算案とともに七七回通常国会に提出された(五一年二月)。途中、ロッキード事件が発覚して当該法案の審議は大幅に中断した。この結果、当初予算案は五一年度にずれ込んで成立(五月)、公債特例法案は次の七八回臨時国会でようやく成立した

(二〇月)。昭和五〇年度を境にわが国の「財政運営方針」は大きく転換し、国債の大量発行が始まる。以降、公債発行特例法案は毎年度、上程されるが、五〇年度、五一年度はその先例となつた。

② 独禁法改正案である。昭和四〇年代後半の「狂乱物価」、買占め・売り惜しみに端を発した「企業不信」を背景に、七五回通常国会に提出された(五〇年五月)。しかし、会期終了とともに審議未了となり、八〇回通常国会に再度提出され、五二年五月に成立している。この時の独禁法改正には、株式保有制限の強化が含まれ、企業の社会的責任についても論議されている。企業のガバナンスへの不信が発端にあり、後でみる「商法改正案」と重なる点が多い。

③ 社債発行限度額の枠拡大を目的とする法案である。まず、七七回通常国会に「電気・ガス会社」を対象とする特例法案を提出(五一年三月)、五月に成立している。次に、一般会社を対

象とする暫定法案を八〇回通常国会に提出(五二年三月)、五月に成立している。四〇年代末以降、株式市場の低迷で増資環境が悪く、増資による社債発行限度枠の拡大は困難だった。社債発行限度額は「商法」に定めがあり(二九七条)、本来は商法改正によって対応すべき性格のものである。特例法や暫定措置法とした理由や背景など、後でみる「商法改正法案」と関連させて論じたい。

④ 利子配当課税、有価証券取引税など証券税制に関するもので、「租税特別措置法」の改正(五二年三月成立―以下同じ)、二度にわたる有価証券取引税法改正(①五三年三月および②五六年三月)、所得税法改正(いわゆる「グリーンカード法案」、五五年三月)の法案を収録している。利子配当課税に関する租税特別措置法は五〇年三月にも改正されているが、五〇年改正案は紙幅の都合上割愛した(概略は後述)。この時期の租税特別措置法や所得税法等の改正は、いわゆる「不公平税制」見直しの観点から進められたもので、五〇年を境とする「財政運営方針」転換の一環と考えられる。そこで前記の五〇年度および五一年度公債発行特例法案と関連させて論じたい。

⑤ 外為法改正案である。八七回通常国会に提出(五四年五月)されたが、会期終了(六月)とともに審議未了となった。その後、閉会中継続審査となり、八八回臨時国会に提出されたが、会期が短く成立せず、九〇回臨時国会において成立した(五四

年一二月)。当時、諸外国から農産物の輸入制限と並んで為替管理がやり玉に上げられ、「日本経済は閉鎖的」との批判を受けていた。そこで為替管理を自由化し、折からの日米通商交渉に決着をつけるべく提出された。のちの「日米円ドル委員会」(五九年)における金融資本市場自由化措置に通じる点が多い。

⑥ 銀行法・相互銀行法・信用金庫法および証券取引法の改正案である。九四回通常国会に提出(五六年四月)、五月にこれら四法案は成立した。銀行法改正案は、独禁法と同様、昭和四〇年代後半の狂乱物価の時代に、大企業の投機的行動を資金面から支えた大銀行の融資行動への批判が発端だった。ところが、折からの国債大量発行と国債流通市場の拡大を受け、大銀行が国債の窓口販売・既発債のディーリング解禁を要望し、これが銀行法改正案の中心問題となった。

⑦ 商法(会社法)改正案である。九四回通常国会に提出され(五六年四月)、六月に成立した。五六年改正案は、四九年の商法改正・監査特例法が成立した時の付帯決議を受けたものである。四〇年代後半の大会社による不正事件に関連して「企業の社会的責任」を明確にすること、従来からの懸案である「大会社と小会社の区分」が付帯決議に盛り込まれた。この付帯決議に沿って商法の全面改正に向けた作業が始まった。ところが途中で「ロッキード事件」、「ダグラス・グラマン事件」と企業を巡る不祥事が発覚した。こうした情勢変化をうけ、商法改正の緊急性が指

摘され、全面改正を中断し、作業の終了した項目だけでも緊急に上程された。それが、この改正案である。

このほか、金融および証券市場に関連する論戦を記録した九編を収録している。この九編には、銀行の国債窓販・デိုင်リソング解禁を巡る興味深い論点が多く含まれている。以下では、これら国会審議の背景となった昭和四〇年代後半から五〇年代前半にかけての実体経済、金融・証券市場における事実経過を踏まえながら、本資料に収録した審議録について、若干の解説を試みたい（なお、文中、肩書は当時のもので敬称は略した。年号は断りなき限り「昭和」である）。

一、安定成長下の財政運営と大量国債発行

戦後、堅持されてきた「公債不発行主義」から「公債発行政策」へ転換したのは、昭和四〇年であった。この年、不況の深化で歳入不足の見込み額が拡大したため、補正予算において特別立法による国債発行が決まった。翌四一年度からは、均衡財政主義にとらわれることなく、減税策をとりながら公債を発行して社会資本の整備等、公共事業の財源とする「国債に抱かれた財政」へと移行した。^(一)

財政法は公債発行を原則的に禁じているが、公共事業等の財源につき国会の議決を経た金額の範囲内であれば、例外的に公債発行を許している（四条第一項）。これがいわゆる「四条国債」（建設国債）

である。他方、歳入減を補填するための公債発行は禁じられているため、別途、特別立法によって国会の議決を得なければならぬ。これが「特別国債」（いわゆる赤字国債）である。四〇年度特別国債は、四〇年度限りの臨時的措置とされ、四七年度の満期^(二)において全額、現金償還された。

こうして、四一年度から四九年度までの発行国債は、財政法で許される建設国債だったのだが、これが再び、転換を余儀なくされるのが五〇年度補正予算からである。四〇年代後半のニクソン・ショック（四六年八月）、その後の円相場の上昇、変動相場制への移行（四八年二月）、第一次石油危機（一〇月）等により、日本経済はインフレと不況の同時進行（スタグフレーション）に陥り、四九年度の実質経済成長率は戦後初めてのマイナス（〇・五％）を記録する。

一、五〇年度公債発行特例法

こうした状況下、昭和五〇年度は当初予算に比べ大幅な税の減収により建設国債だけでは財源が不足することが見込まれた。歳出減を考慮しても歳入不足が三兆四、八〇〇億円に上るとされ、この不足額を公債発行によって対処することとなったが、公共事業など建設国債の対象経費額は一一、九〇〇億円と見積もられた。

そこで、残余の二二、九〇〇億円は別途提出の五〇年度特例法にもとづく公債発行で対処することとなった。こうして当初予算と合わせて建設国債は三一、九〇〇億円、赤字国債二二、九〇〇億円、

合計五四、八〇〇億円の国債発行(公債依存度二六・三%)が決まった。

五〇年度特例法によると、公債発行は五一年五月末まで行うことができる(二条)。税収実績は、三月末にはいまだ判明せず、出納整理期限である五月までの税収実績をみたくうえで特例公債の発行額を調整するためである。^(三)この間の発行収入金は五〇年度の歳入となる。

また、同法三条は償還計画の国会への提出を義務付けている。これは建設国債の発行を許している財政法四条の二項において償還計画の国会提出を義務付けていることを踏襲したものである。五〇年度特例公債の償還計画によると、満期の来る昭和六〇年度には全額現金償還、借換債の発行収入による償還は行わないこととされた。

なお、特例公債の減債のために、国債整理基金には、①前年度首国債総額の一・六／一〇〇の定率繰入れのほか、②特例公債償還までは剰余金の全額を繰入れ、③六〇年度には特例公債を全額現金償還するため、必要に応じて予算繰り入れを行うこととされた。

国債整理基金特別会計法は昭和四三年に改正されて、三六年以降停止してきた定率繰入れを復活させた。すでに四〇年度特例公債が発行されたあとであり、四条国債のみならず特例国債を含めた「総合減債制度」という形になっていた。そこで定率(一・六%)繰入れの対象に特例国債も含めることとなった(同法二条)。なお佐藤徹(主計局法規課長)によると、剰余金の繰入れは、財政法六条に

「一／二を下らざる額」とあるので、特例公債償還までは全額を繰り入れることにしたという。^(四)

三、五一年度公債発行特例法

五〇年度予算の経験をうけて内閣の諮問を受けた財政制度審議会は「安定成長下の財政運営に関する中間報告」を提出した(五〇年七月二一日)。この「中間報告」によれば、五〇年度は、経済が短期的に加熱から不況へと変動し、そのためにインフレによる後始末的経費が増大し、歳入面では景気停滞の長期化による多額の税収不足が発生した。しかしこのような事態は経済の高度成長下での財政運営の問題点が経済の激しい変動を契機に噴出したものであり、安定成長下での財政運営の在り方を模索する必要がある、^(五)という。

そして、財政制度審議会は「昭和五一年度予算の編成に関する建議」(二月二三日)において、高度成長下の財政運営から脱して新しい成長パターンに適合した財政へ転換すること、しかしスタグフレーションに見舞われている現状では、当面する景気問題にも対処すること、この二つが課題だと指摘した。そこで、五一年度については、租税収入は五〇年度よりも下回り、新規の減税は困難であるが、増税も適当ではなく、租税特別措置の見直しの実施に重点を置き、現行税制の仕組みの中で租税収入を確保すること、大幅な税収減と景気回復に対する税制の役割を併せて考慮すると五一年度においても五〇年度補正予算に引き続き多額の特例公債発行もやむを

得ない、とした。^(六)

この結果、五一年度は当初予算で建設国債(三五、二五〇億円)、特例国債(三七、五〇〇億円)を発行することとなった(公債依存度二九・九%)^(七)。五一年度公債発行特例法案は、金額はともかく、五〇年度特例法案とほぼ同じ内容であったが、異なる点があった。すなわち、借換債の発行を行わないことを明記した(特例法五条)。

国債整理基金特別会計法第五条は、国債償還のための起債(すなわち借換債発行)を認めているが、これを行わないとしたのである。五〇年度特例公債も、現金償還を義務付けたが、それは償還計画表の説明欄への記載にとどまった。五一年度からは財政健全性確保の観点から、毎年の特例法に借換債の不発行を明記したのである。^(八)

このほか、五一年特例法には「付帯決議」が付された。付帯決議第三項では「財源対策として、負担の公平化に一層努力」と明記している。五一年度予算の「建議」でも、租税特別措置の見直しなど、いわゆる「不公平税制」の是正がうたわれていた。その一環として、利子配当課税や有価証券取引税、グリーンカード制度導入等に連なる法改正が行われていくのである。

なお、建設国債の償還については、現金償還と借換え償還を併用し、最終的に六〇年間で完全減償することとされていた。建設国債の対象事業資産の耐用期間が六〇年と見積もられたからである。このため七年債は満期時に七/六〇、一〇年債は一/六の現金償還、残りは借換債発行(または乗換)で償還とされた。その割振りにつ

いて、①個人保有分は全額償還、②市中金融機関保有分は七/六〇(一〇年債では一/六)を現金償還、残りは「乗換え」、③日銀および資金運用部保有分は原則として、全額乗り換え、ただし保有分の七/六〇(一〇年債では一/六)につき、個人および市中金融機関への現金償還を差し引いて、なお余裕のある場合には現金償還、と^(九)なっていた。

四、租税特別措置法および所得税法改正

安定成長下の財政運営では、税負担の公平化の観点から、利子配当課税等が見直された。四〇年代にも、利子配当課税に関する租税特別措置は数次にわたって改正されたが、基本的には「貯蓄増強」政策が維持された。源泉徴収税率は引き上げられたが、他方で非課税貯蓄制度の新設、非課税限度額も引き上げられたからである。^(一〇)

ところが四九年度の実質経済成長率がマイナスに陥り、五〇年代に入ると税収の自然増収が期待できなくなり、いよいよ不公平税制を放置できなくなった。税制調査会は、もつとも不公平感の強い税制として社会保険診療報酬における課税特例、土地譲渡所得の課税特例と並んで利子・配当の課税特例を挙げている。^(一一)以下、利子配当課税の税制改正についてみる。

【七五回国会提出法案】

五〇年三月末日成立の「租税特別措置法」改正案(本巻未収録)は、利子配当課税の特例等を見直したものである。その内容は、源泉分

分離課税における選択税率を二五％から三〇％へ引き上げ、適用期限を昭和五五年末まで五年延長する、というものであった。利子課税については、四五年度改正で源泉分離課税から総合課税と源泉分離の選択制度へ改正したのだが、実態はほとんど変わっていなかった。大平正芳(蔵相)は、株式譲渡益も含め総合課税を断念したわけではないが、税源を正確に把握するだけの能力を持っていないことを上げ、とりあえず選択税率の五％引き上げにとどめざるを得ない、と答弁した。^(二二)もつとも、三木武夫(首相)は、利子を把握できる方法を五年以内に検討し、総合課税にしたい、と答弁している。^(二三)

【八〇回国会提出法案】

この法案は、利子・配当の源泉徴収率をこれまでの一五％から原則の二〇％に戻すこと、源泉分離選択税率を三〇％から三五％に引き上げること、割引債償還差益への源泉分離税率を一二％から一五％へ引き上げるという内容である。この改正案の審議の中で高鳥修(大蔵政務次官)は「本来、利子配当課税は総合課税にするのが望ましいが、膨大な件数の課税客体を的確に把握して公正な課税ができるかどうかは、技術的になかなか容易でない。一九八〇年にもう一回、徹底的な見直しをするという前提のもと、(選択税率を)三五％に引き上げたい」と答弁した。^(二四)

もともと昭和四五年に利子課税を分離課税から源泉分離選択制へ戻した際、目標は「総合課税」への移行にあったのである。政府答

弁は、昭和五五年をめどに総合課税への道筋をつけることを前提に、選択税率三〇％の適用期限(五五年末まで)を打ち切って五％引上げることにとどめたいというのである。

【九一回国会提出法案】

そうして五五年に提出されたのが「所得税法改正案」(いわゆるグリーンカード制度案)である。改正案の内容は、昭和五九年から利子配当の分離選択制度を廃止し、総合課税へ移行する。そのため前提として少額貯蓄等利用者カード(通称「グリーンカード」)制度を設ける。少額貯蓄制度を利用する者には、金融機関等にカード提示を義務付け、「本人確認」と「名寄せ」を行うことで非課税限度額のチェックや利子配当所得を把握するというのである。カード導入の準備期間を三年間とみて、五五年末に適用期限がくる利子配当の分離選択制度を五八年度末まで三年延長することとした。

高橋元(主税局長)は、答弁の中で総合課税の方法としていくつかの選択肢があったことを紹介している。^(二五)一つは「高率源泉徴収還付方式」である。当時の最高税率であった七五％で源泉徴収し、納税者は還付請求を行うというもの。この問題は、一億人近い人が確定申告時に税務署窓口を訪れて還付請求する可能性があり、非現実的、と退けられた。第二は、源泉分離選択税率の引き上げである。第三として「納税者番号制」が考えられるが、これには反発が大きいためとして退けられた。

このうち、とりあえず取られた措置は分離選択税率の引上げだっ

たが、これにも問題があった。引上げれば引上げるほど非課税貯蓄口座へ逃避したのである。五二年三月の租税特別措置法改正により、源泉徴収税率、選択税率をそれぞれ5%引上げたが、これによって分離選択の預貯金が非課税貯蓄へ加速度的にシフトし、かえって税収減となった。高橋元は、この事実をもって非課税限度額の管理を厳格にする必要性を認識したといふ。^(一六)

グリーンカード制度は、少額貯蓄非課税制度を悪用した脱税は防げるが、それを超えて総合課税の手段になるわけではないが、改善の策として提案された(五五年三月成立)。

予定では五八年からカード交付、五九年から非課税貯蓄の限度管理、これを超える貯蓄は総合課税となるはずであったが、法案成立後、急速な資金シフトが生じた。すなわち銀行の非課税預金(いわゆるマル優預金)から郵貯定額貯金へ、五七年には非課税預金から海外のゼロクーポン債(外貨建て割引債)へ資金移動が生じた。^(一七)銀行定期は二年満期、これに対し郵貯は一〇年満期であり、カード導入前に預入されるものは「名寄せ」されないために非課税の恩恵に八年間の格差があったためである。

この結果、五八年二月、カード制度を三年間適用せず、利子配当所得の源泉分離選択制を三年延長する改正案が可決(九八回国会)、六〇年三月にはカード廃止法案が可決(一〇二回国会)、結局、「グリーンカード」は日の目を見ることはなかった。こうして利子配当の総合課税化への努力は頓挫したのであった。

金融や証券に関する税制上の取扱いは、よほど慎重にしなければ、思わぬ資金シフトを招き市場機能を混乱させかねない。同様の教訓は、次の有取税についても妥当するであろう。

五、有価証券取引税法改正

この時期の証券関連税制では二本の有価証券取引税法改正案を収録している。

【八四回国会提出法案】

五三年三月の有取税法改正では、甲種(株式・株式投信)につき税率を一・五倍に引き上げた。すなわち第一種(証券会社が売手)は〇・一二%から〇・一八%、二種(一般顧客が売手)は〇・三%から〇・四五%へ引き上げた。乙種(公社債)の税率は据え置きである(一種〇・〇一%、二種〇・〇三%)。ただし、公社債は、このころから「現先取引」が急増し、所要の規定の整備を図る必要があった。というのは、「登録債」は、登録名義が変更されたときに「譲渡」があったと認識されるが、現先取引では名義変更をしないからである。そこで、この改正案では名義変更の有無にかかわらず有取税は負担させることになった。

税率の引き上げ幅は一・五倍、これに対して前回の法改正(四八年)では二倍だった^(一八)。前回より引き上げ幅が小さいとの批判に対し、米里恕(証券局長)は、四八年改正では有取税導入から二〇年が経過、市場規模も拡大しているが、今回の改正では五年しか経過して

おらず、市場規模も拡大していないこと、また公社債の税率引上げを見送った理由として、大量国債発行時代を迎えて公社債市場育成の観点および担税力が株式の場合と異なることを挙げて^(一九)いる。

【九四回国会提出法案】

昭和五六年提出の有取税法改正案の内容は概略次のようなものであった。まず証券の種別を二種ではなく三種に分ける(甲種・株式・株式投信、乙種・国債、丙種・国債以外の公社債)。次いで、甲種では一種が据え置き(〇・一八%)、二種が〇・四五%から〇・五五%へ引き上げ、乙種(国債)は据え置き、丙種では一種が〇・〇三%から〇・〇四五%へ、二種が〇・〇一%から〇・〇一五%へ引上げである。

高橋元(主税局長)によると、税率改正では次の点を考慮したという。第一に公社債売買高の六割は国債であり、しかもその六割は現先取引であることから、国債の税率は据え置かざるを得なかったことである。第二に、OECD租税委員会の統一取扱いでは有価証券の流通税を〇・五%程度にすること、これを上回る場合でも1%を超えてはならないこととされた。この統一見解は資本の自由な移転を阻害しないためである。^(二〇)

現先取引は機能的には短期金融市場(コール・手形)と競合関係にあり、有取税は大きなコスト負担になっていた。当時の税率を前提にすると、証券会社が資金調達のために国債の自己現先を利用した場合の有取税は〇・〇四%となる(スタート時の〇・〇一%とエ

ンド時の〇・〇三%)。

佐藤観樹(衆議院議員、日本社会党)は質疑の中で大蔵省資料を利用しながら、次のように言う。国債一億円で証券会社が自己現先を一か月物で一年間繰り返すと、〇・〇四%×一二〇〇・四八%となり四八万円の負担となる。これに対し、コール・手形で行えば、印紙税一〇〇円(当時)、一年間で一二〇〇円と大きな格差がつく。これにたいし高橋元(主税局長)は、たしかに市場機能をゆがめる恐れがあるが、有取税は「担税力」に着目した税であるため課さないわけにはいかない。そこで国債については据え置きにした、と^(二一)いう。

六、独禁法改正

以上のように五〇年代には、毎年度、公債発行特例法が国会に提出されて大量国債発行が続き、他方で利子配当課税に関する租税特別措置法や所得税法の見直しが進められた。このように財政運営は五〇年代以降、大きく転換した。それは、高度成長期のような「自然増収」が期待できなくなったためである。つまり「高度成長」から「安定成長」へ日本経済の成長パターンが変化したからである。そこで観点を变えて、その過渡期となる昭和四〇年代後半における大企業や大銀行等の民間経済主体をみれば、その経済的行為を問題視する事態が顕在化していた。それが五〇年代の独禁法改正、銀行法改正、商法改正等の端緒となった。

独禁法改正は、石油ショックが起こった昭和四八年の狂乱物価時代に、商社等がとったヤミカルテルや投機的行動への批判が背景にある。四九年暮れには総理府に「独禁法改正問題懇談会」が設置され、翌五〇年に公正取引委員会は改正試案を策定、これを受け独禁法改正案が七五回国会に提出された。

独禁法は昭和二八年以来、実質的な改正が行われていなかった。二二年ぶりとなる改正案のポイントは、①違法カルテルなど不当な取引制限に対する「課徴金制度」の新設（七条の二）、②独占的狀態が生じた場合「事業の一部譲渡命令」等の競争回復措置の新設（八条の四）、③株式の保有制限の強化、④違反行為（カルテル等）の排除措置の強化等であった。このうち、証券市場に関連する株式保有制限の強化について、やや詳しくみよう。

【株式保有規制の強化】

株式の保有制限強化の目的は株式保有によるグループ化や他企業支配などによる「経済的支配力の集中」防止であった。このため、大規模会社には総量規制（純資産を超える他社株保有の禁止、九条の二）、金融会社（保険会社を除く）については比率規制（発行株式の一〇％から五％へ制限強化、一〇条二項）を設けた。金融機関は融資による支配力もあるので厳格な保有規制とするが、保険会社は預金や為替を通じる密接な関係を持っておらず、融資もスポット的であるため一〇％のままとした。なお、株式保有制限の強化については一〇年間の経過措置が設けられた。

当初の公取試案と内閣提出案にはいくつかの違いがあった。株式保有規制について試案では大企業その他株保有を純資産の一／二を上限としたが、同額までと緩和された^(二二)。内閣提出案における株式保有制限の緩和や一〇年間の経過措置を設けた理由として、植木光教（総理府長官）は株式の放出圧力がかかることを恐れたからだ^(二三)とされる。四九年五月時点で、純資産の一／二を超えて他社株を保有する企業は四九社、これに対し同額を超える企業であれば一五社へ減少するのであった（うち九社は総合商社）。

ところで、日本の株式保有構造は戦前と比べてもまた諸外国と比べても大きな特徴を持っていた。当時すでに、発行済株式数の七割近くが法人所有のもとにあったが、上位株主は一社あたり数％程度ほどしか持たない複数の法人株主で占められ、しかも円環状の相互保有状態にあった。

それは、株式市場の流動性低下につながるため証券取引審議会のマターでもあった^(二四)。他方、相互保有という点では「自己株式取得禁止」と抵触し、商法上のマターでもあった（後述）。しかしまた、相互保有といっても「円環状」の形態をとっており、商法上の規制はしにくいのであった。バイラテラルな相互保有であれば、資本充実の観点、議決権の観点からの規制ができるが、円環状では規制が容易ではなかったのである。

さらに、独禁法上の課題である「経済力集中」防止の面でも問題が残った。当時すでに、「六大企業集団」の存在が問題視されていた

たが、これを一個の「組織体」「結合体」とみるかどうか、議論は分かれていた。企業「集団」という表現からは「組織体」「結合体」のように見えるが、持株会社を頂点とする戦前の「財閥」とは明らかに異なっていたからである。

米原昶(衆議院議員、日本共産党)は「企業集団」を経済的な「結合体」とみなして、企業集団そのものを規制すべし、という。これに対し高橋俊英(公取委員長)は企業集団を直接の対象とする対策を独禁法の中に織り込むことはやや時期尚早だ、と答弁する。^(二五)株式の法人所有は、その後も続き、昭和末年にピークに達するが、株価の「バブルの高騰」とその後の崩壊、株価下落の過程で徐々に解消されていくことになる。

七、銀行法・証券取引法改正

銀行法改正案は、金融制度調査会の答申『普通銀行の在り方と銀行制度の改正について』(五四年六月)をうけたものである。金制調は大蔵大臣から諮問を受け(五〇年五月)、四年の歳月をかけてこの報告書を提出した。この間、国会では「衆議院大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会(以下、小委員会と略)」において、金融制度調査会の審議状況・中間報告・最終報告に対する質疑応答が行われたが、銀行の国債窓販、デューリングの解禁の是非が大きな論点となった。以下では、この四年間にわたる小委員会会議録「金融及び証券に関する件」も参考にしつつ、どのような議論がなされ

たか、をみよう。

(一) 金融制度調査会の諮問から報告書まで

【諮問の背景】

金制調への諮問直後の五〇年六月、高橋英明(銀行局長)は、諮問の背景として次のようにいう。当時、各方面で銀行法改正試案等が発表されるほど金融機関のあり方や金融制度に関する論議が盛んになった。銀行法や日銀法など現在の銀行制度は、戦前あるいは戦中に制定された法律が基本となっており、現在の状況にあつたものに変える必要がある。世界的なインフレーション、資源や労働力の制約、環境の汚染、国民の価値観の変化などの問題に直面する現在、経済政策の運営においても量より質、成長よりも福祉を重視すべき、^(二六)という。

ちなみに『昭和財政史』によれば、昭和四八年の狂乱物価以降の大企業批判、銀行批判をうけて発表された野党各党の銀行法改正案は、いずれも銀行の公共性、社会的責任を強調し、公共的目的に沿った資金運用、独占禁止の観点の強化をうたった。こうした批判的空気の下で、急いで結論を求めるより、時間をかけることで冷静な検討を可能にし、併せて経済基調の根本的变化の下で求められる金融の在り方について基礎から検討するのが望ましい、と判断された、それが諮問の背景にある^(二七)という。

かくして金制調の調査は、「今後の経済構造と金融構造」から始まって「銀行の役割」、「銀行の資金配分機能」、「銀行経営上の諸原

則、「銀行の取引・サービス面における諸問題」、「銀行業務の範囲」、「銀行に対する監督」と、かなり理論的・基礎的な論点を対象にしたものとなった。論点の最初は「今後の経済構造」からみた「銀行の役割」、「資金配分機能」のあるべき姿だった。

一年半経過後の五一年一〇月の時点でも、中心論点は「資金配分の在り方」であった。佐々木直（金融制度調査会長）は、経済構造の観点から見てエネルギーその他の面から今後の高度成長は期待できないから、銀行の資金配分機能は、公共部門（国債引受）、中小企業金融、住宅関係の三つで發揮されなければならない。産業資金需要が再び増えたときに公共部門・中小企業金融部門の資金需要をどう確保するかが問題だといふ。^(二七)

【銀行の国債窓販・デューリングの法律論争】

こうして安定成長下の銀行の役割、資金配分の在り方が議論されている途上で、昭和五二年秋、米里恕（銀行局長）は銀行側から国債の募集取扱い（いわゆる国債窓販）への進出要望が銀行局に出されたといふ。^(二九)五〇年度以降の大量国債発行が続き、シ団メンバーの太宗を占める金融機関の資産に占める証券保有額は五二年度上期で一四・六%、全国銀行の預金増加額に占める国債増加額は三八・五%（地方債を含めると四九・三%）となった。^(三〇)そして銀行は、この年の四月から保有する特例国債、一〇月からは建設国債を売却し始めた。こうして、「国債管理政策」の観点から銀行の窓販・デューリングへの進出要望が検討されるようになったが、ここにおもむき

点があった。それは銀行法上の不備である。

証券取引法は金融機関の証券業務を原則禁止する（六五条一項）が、公共債の証券業務は例外的に営みうるとする（同条二項）。他方、銀行法では業務範囲のなかに公共債の証券業務が含まれるとは書いていない。「付随業務」の規定があるだけである（改正前銀行法五条）。

そこで、銀行側は、国債の募集・デューリングは、この付随業務に該当し当然に営みうると考えた。富士銀行の松沢卓二（頭取）は、次のように主張した。四〇年度国債発行以来、銀行は国債の募集業務を行ってこなかったが、それは新しい商品ゆえに証券側に譲ったにすぎない。当初から、都市銀行はシ団代表として日銀と引受契約書を交わしており、そこには「募集の取扱い、残額引受」と明記してある。これとは別に、シ団内部の覚書で「当面、募集取扱いは証券だけにお任せする」としているだけで、この覚書さえ外せば、いつでも国債の募集業務はできるはず、といふ。^(三一)

他方、内閣法制局の茂申俊（第一部長）によれば、銀行の「付随業務」とは本来業務と関連し、本来業務に対して必要だが従たる業務をさすのであって、一般的・抽象的に決めるのは困難だ、として公共債の証券業務を付随業務と断定するには慎重であった。^(三二)

より明確に否定したのは元大蔵事務次官の谷村裕（東京証券取引所理事長）であった。谷村によれば、銀行法第五条付随業務につき、昭和三年の銀行局長通牒第二四五四号の中に書かれている「有価証券の売買」とは「運用としての証券売買」である。それは戦後、解

積が変わって「付随業務」ではなくなった。コール・手形と同様に資金運用としての事実行為と解釈される、という。

また、戦後の長期信用銀行法(二七年)の立法に携わった大月高

(証券取引審議会長代理)によれば、すでに証取法六五条二項があったので、公共債の引受・募集業務は長信銀の業務範囲として長期信用銀行法に明記した(六条)。したがって長信銀は公共債の引受・募集業務ができる。だからと言って普通銀行も当然できるという精神ではない、^(三三三)という。

こうした法律上の論争を通じて、投資有価証券の売買と商品有価証券の売買は区別すべきであることが明確になってきたが、銀行側にはこの区別がもともと希薄であった。それは保有国債の評価方法に表れた。

五三年六月ごろから債券市況が軟化し、五四年に入ると表面利率六・一%のいわゆる「ロクイチ国債」が暴落状態となった。この結果、銀行保有国債を時価評価すると銀行決算に悪影響を与えるという懸念から、大蔵省は金融機関の統一経理基準を改定(一二月)、五四年度の銀行決算について低価法の義務付けから、低価法と原価法の選択制とした。米里(前掲)は、アメリカの銀行は保有証券の評価法につき商品有価と投資有価の使い分けをしているが、日本では銀行がどういふビヘイビアで売り買い(あるいは保有)しているか、わからないので、選択制にした^(三四)という。

松沢(前掲)も、国債発行が始まった四〇年当時、シ団金融機関

内部では、国債を投資勘定で持つなら原価法、商品勘定で持つなら低価法、という議論があったが、その区別をしないまま大量発行になった、^(三五)というのである。

【国債管理政策上の論点】

一方、銀行の公共債にかかる証券業務解禁は、国債管理政策の観点からもその是非を問われた。六〇年代から本格化する借換債の大量発行を控え、松沢(前掲)は、国債窓口販売は個人による安定消化に寄与すること、デイトリング業務解禁は債券デイトリング業務における大手証券の寡占状態を是正することにつながる、と主張した。^(三五六)

これに対し、北裏喜一郎(日本証券業協会長)は次のように反論する。一方の手で大量に国債を保有し「売り」に偏る傾向がある銀行は、価格形成上の中立的な仲介機関になりえない。証券会社は中立的な機関であり、国債価格形成上の問題はない。また銀行は、安いコストの預金を取り崩して国債を売ろうとはしないはずで、銀行窓販が個人消化を促進すると考えるのは早計だ。六〇年代から本格化する借換債の個人消化には償還資金を充てることができ、新しい資金は必要ではないから、証券界だけで充分である。国債のビジネスは本格化して四、五年しか経過しておらず、年月が経てば四社のシェアも低下するはずである。^(三七)

(二) 銀行法および証取法の改正等関連四法

こうした論戦を経て、銀行法改正案は昭和五六年、九四回国会に

提出された。改正案には、①銀行の営む証券業務、②大口信用供与の規制、③業務及び財産の状況に関する説明書の縦覧開示、④外国銀行に関する規定、⑤その他（休日に関する規定、一年決算への移行）などが盛り込まれた。このほか相互銀行法、信用金庫法等の改正^(三八)らびに銀行の証券業務に関連して証券取引法改正の三法改正も一括して審議された。

【大口信用供与規制】

銀行法制定（昭和二年）から五〇年も経過し、その間に大きな改正がなかったこと、石油ショック以来、企業と結びつきの深い銀行の在り方について批判が多かったことから、当初の中心論点は、大口信用供与規制にあったと考えてよいだろう。

大口信用供与規制とは、企業への信用供与額は銀行の自己資本の一定割合を超えてはならないというもので、狂乱物価の経験を踏まえ行政指導の形で導入された（大蔵省通達「銀行の大口融資規制について」四九年一月）。これを法令に格上げしたのである（改正銀行法一三条）。高度成長から安定成長へ移行する中、銀行に大企業向けより不特定多数の個人取引や公共部門取引を重視させることが意図された。しかし同じく安定成長への移行過程で、国債が大量に発行され、次第に銀行の公共債に係る証券業務が銀行法改正の中心課題となっていた。

【銀行の証券業務】

改正銀行法は、公共債の残額引受に係る募集業務を「付随業務」

と明記した（一〇条の二第四項）。また公共債の引受、募集、売出しの取扱いや売買業務を「他業証券業務」（一一条二項）に明記し兼営可能とした。なお、デイトリング業務は付則五条により当分の間、銀行法上の認可を要することになった。^(三九)

これに関連して証券法を改正し、銀行の公共債にかかる証券業務は証券法上の認可も要することとし、不正取引防止等の投資家保護の規定を準用することになった。吉本宏（証券局長）は、留意すべき問題点を次のように挙げる。跳ね返り玉の買取価格は市場価格で行うこと（当時、興長銀は金融債を理論価格で買い取っていた）、条件を付けた抱き合わせ販売は、証券法上の違法行為であること、ファイナンス付きの販売・デイトリングは証券側との不平等となるので、投資有価証券と商品有価証券は「勘定を分離」すること等^(四〇)ある。

【証券三原則と三人委員会】

銀行の証券業務に関しては、①公共債に限定すること、②証券法上の認可を要すること、③直ちに実施せず検討時間を置く、の三点が合意された。これは当時「証券三原則」と呼ばれたが、この第三について「三人委員会」が設置された。法制上の手当ては終了したが、最終的な認可実施は大蔵大臣の権限であり、その私的諮問機関として三人^(四一)からなる中立的委員会が設けられた。検討事項は、国債管理政策上の観点（窓販実施の必要性和実施時期）、公社債市場に与える影響（跳ね返り玉の買取・売却、証券会社に与える影響）、

金融制度上の問題(相場商品を扱うことの問題)の三点である。^(四二)

こうした手続きを踏んで、五七年四月から長期国債の窓販、五八年一〇月から中期利付国債と割引国債の窓販、五九年六月からデイトリング業務が開始された。

【外国CD、CPの取扱い】

なお、五五年に外為法が改正され(後述)、外国のCD(譲渡性預金)、CP(コマリシャーパー)が国内に持ち込まれる場合を想定して、証券会社にもその取扱いを兼業業務として認めた(改正証取法四三条)。吉本宏(証券局長)は、外国のCDやCPを証取法上の有価証券に指定せず、銀行と証券会社が相乗りで扱えるように証券会社の兼業承認の規定を緩和した、という。外国のCDやCPを有価証券指定すると、銀行が扱えないばかりではなく、国内のCDや手形とも整合性が取れなかったのである。^(四三)

【三局合意】

最後に、銀行法改正案の審議では、「三局合意」に関する議論も取り上げられた。^(四四)当時、日本興業銀行の証券現地法人(在ロンドン)が興銀の外債を引受けるにあたり引受主幹事になったことをうけて、三局合意を撤廃するつもりかどうかを問われたのである。これにつき、吉本宏(前掲)は、金制調の答申(前掲、五四年五月)にある指摘(「当該現地法人の所在国の法制上取り扱いうる業務をできる限り認める方向に進めるべきである」)を引用しつつも、現在の規制を直ちに撤廃することには否定的だった。^(四五)

八、外為法改正

外為法改正の目的は、対外取引を自由にすることであった。

主たる改正点は、①資本取引につき有事規制を付けつつ原則自由化、②役務取引の自由化、③対内直接投資の原則自由化、④支払いの原則自由化などである。

資本取引に関しては、「有事規制」の条件として①国際収支の均衡維持が困難、②通貨の急激な変動、③大量の資金移動による市場への悪影響によって、法の目的の達成が困難な時(改正外為法二一条二項)をあげ、「有事」の定義を明確にした。一定の貸付け、証券の発行や募集など特定の資本取引は事前届け出制とした。^(四六)

対内直接投資に関しては、外資法を廃止して外為・外国貿易管理法に統合し、現行の許認可制を改め事前届け出制としている。外資法の廃止・統合に伴い、外資審議会は廃止され、「外国為替等審議会」に統合された。同審議会は、「有事規制」発動の基本的な指針を示すほか、対内直接投資の内容の審査などを行って、わが国経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすもの等は、内容の変更措置を講じる。

支払の原則自由については、「リーズ・アンド・ラグズ」など特殊な方法によるものは許可を要することとした。

外為法改正の背景として、加藤隆司(国際金融局長)は次のように説明する。国力の進展とともに法律(現行の外為法、外資法)の範囲内で経常取引も資本取引も自由化の方策を求めてきたが、その

ような時期に昭和五三年一月の「牛場・ストラウス共同声明」、三月のECとの議論、福田総理の国際協調への意図表明（日米サミット）、五四年五月の大平総理の開放体制移行への意図表明等の経緯があった、という。^(四七)

すなわち、昭和四〇年代後半から日本の経常収支黒字が拡大し、貿易摩擦が激しくなるなか、内需拡大や対外開放を求める圧力が増すことへの対応だった、と考えてよいだろう。そうした対外開放が国内経済、とりわけ金融、資本市場に与える影響として議論されたのは金利自由化に与える影響だった。

徳田博美（銀行局長）は、外為法改正により資本移動が活発化することが予想されるが、これに即応して金利の自由化、弾力化もいまままで以上に促進していくことが必要である。その際には、まずは短期金融市場から始めていくのが妥当だ^(四八)という。短期金融市場はコール・手形・現先等に分かれており、（現在は）相互に有機的なつながりはないが、CDが初めて自由金利商品となってコール・手形・現先を有機的に結び付けて自由化が進む、という。

徳田は一年前にも、金利自由化は中小金融機関経営を困難にすること、間接金融優位の下で金利による景気調整機能や資金配分機能が働きにくいことなどをあげて、金利は「自由化」ではなく「弾力化」が肝要だ、という認識を示していた。

九、社債発行限度暫定措置法

旧商法は、社債は資本及び準備金の総額または最終の貸借対照表により現存する純資産額のいずれか少ない額を超えて募集できない、と規定する（二九七条）。趣旨は「社債権者保護」にあるが、四九年以降の株式市況の不信で、増資により、社債発行限度額を広げることが困難だった。しかし、商法は全面改正の作業途中であった（後述）、二九七条も改正が予想された。

（一）電気・ガスの社債発行限度特例法

ところで起債市場の最大のユーザーは電力会社であった。社債発行限度に関する規定は商法とは別に「電気事業法」に根拠を置いており、その枠は資本金または純資産の少ない額の二倍までとされた^(三九条)。

すでに電力会社の社債残高は積みあがっており、五一年七月には四国、八月に東京、中部、九州の各電力会社は限度枠に達すると予想されたが、株価は低迷しており、増資力の不足で電力のような大型増資の消化は非常に困難であった^(四九)。

増田実（資源エネルギー長官）によれば、電力会社の社債発行限度が商法二九七条の適用を除外されたのは、昭和二年以来のことで、理由は、電力が基礎エネルギーであるため安定供給が必要であること、公益事業として各種の規制が加わり債権者保護が備わっている^(五〇)ことによる。

そこで電力会社およびガス会社の公益事業につき、電力会社は社債発行限度を四倍まで、ガス会社は二倍まで拡大する内容の特例法が七七回国会に提出された。この特例法は一〇年の時限立法である。今後一〇年間の電力需要を予測し、これに必要な設備投資額したがって起債必要額を予測して、この特例法を使う企業は、毎年度、その必要性について通産大臣の確認を受けることとされた。また一〇年経過後に本来の枠を超えた社債残高は、さらに一〇年間、社債の総額に算入しない経過措置をとることとなった。

(二) 社債発行限度暫定措置法

一年後の五二年三月、一般企業の社債発行限度を二倍に拡大する「暫定措置法」が八〇回国会に提出された。香川保一（法務省民事局長）は、景気浮揚、雇用安定を図る上で設備投資の需要が極めて増大しており、数年先の商法全面改正まで待てない。それが暫定措置の理由であるとい^(五二)う。同じく香川によれば、枠の九〇%以上の使用率は一六社（私鉄・製紙・化学・食品・開運・金属・電気機器）。七〇%以上は八六社に上り緊急性は高いとい^(五三)う。

なお、発行枠拡大の対象は「担保付社債」、「転換社債」、「海外発行社債」の三種に限定し無担保社債は除いた。発行時点は、「枠内」であっても銀行借入れは制限していないのだから、全体としての負債額は枠を超える可能性がある。銀行借入れは無担保社債と同順位となるから社債権者保護にはならない。そこで、これを除外したという。他方、外債を含めたのは、銀行保証付きの慣行があるた

めである。

なお、当時の証取法では担保付社債は届け出が免除されていた（附則四項）。これは物的担保があることと商法により社債発行限度額があつたためだが、これを超過する場合には届け出が必要となる。

香川によれば、事務当局として、将来、開示規制、格付制度の確立によって社債権者保護が図られるという基盤ができれば、商法二九七条は廃止したい意向である、とい^(五三)う。

一〇、商法改正

(一) 改正の背景

昭和五六年商法改正は、前回の商法改正・監査特例法（昭和四九年）の際の付帯決議を受けて作業が始まった。四九年の付帯決議は、小規模株式会社については別個の制度を新設して業務運営の簡素化を図ること、大規模株式会社には企業の社会的責任を全うするよう株主総会、取締役会制度の改革を行うこと^(五四)を求めた。

わが国には小規模な株式会社が多く、単一の会社法で律することは適切ではないことが以前から指摘されてきた。他方、四〇年不況時の粉飾決算の多発後も四七―四八年にかけて土地投機、ヤミカルテル、公募時価発行に絡む不祥事（株価操縦事件など）が明るみに出たことで、大規模会社に対する監査制度の強化が求められた。

そこで四九年には、「監査特例法」を立法化し、監査制度について大・中・小の規模の違いに応じた区分規制を行うこととなった。

付帯決議は、さらに進んで会社法そのものを区分し、小規模会社にはより簡素化した会社法を、大規模会社には企業の社会的責任を全うできるような機関設計を求めたのである。

この付帯決議を受け、会社法の全面改正に向けた作業が開始された。法務省民事局参事官室は五〇年六月、「会社法改正に関する問題点」として、①企業の社会的責任、②株主総会、③取締役会、④株式制度、⑤計算・公開、⑥企業結合・合併・分割、⑦最低資本金制度（大小会社の区分）の七点をあげ、各界への意見照会をおこなった。

ところが、その後もロッキード事件、ダグラス・グラマン事件、永大産業、不二サツシの粉飾などの不祥事が露見し、早急に改正の必要性が主張された。奥野誠亮（法務大臣）は、「株式制度」、「株式会社の間」、「計算、公開」の三つの試案ができた段階でこの分だけ先取りした改正要綱案をまとめた、^(五五)という。企業結合法制と大小会社の区分についてはのちの課題とされた。なお今回の商法改正案には監査特例法改正案も提出された。

中島一郎（民事局長）によると、社会的責任規定については二案あった。このうち、商法に一般的な規定を設ける案は精神規定になるので採用しなかった。個々の制度の改善（株主総会の適正化・活性化、監査役権限強化、開示制度の強化等）を図り、これを通じて社会的責任を果たす道が選択された、^(五六)という。

（二） 株式制度

【単位株制度】

株式制度に関する大きな改正内容は「単位株制度」の創設である。設立時に発行する株式は一単位の金額を五万円以上に引上げ、既存の上場会社については券面額の合計が五万円に当たる数の株式をもって一単位とし、この一単位の株式を有する株主のみ完全な株主権利の行使を認めた。

単位株制度の効果は、株主管理コストの節約である。総会招集通知をはじめ株主一人に対し年間二千円以上のコストがかかる。単位未滿株主は株主総数の二七%を占めるが、株式総数のわずか〇・八%^(五七)に過ぎない。端株または単位未滿株の株主には、自益権（利益配当請求権等）のみを認めた。共益権（議決権など）はないので買取請求権が認められる。

河本一郎（神戸大学教授）によると、単位株制度は法による「なし崩しの併合」であって、株式併合を定める別の法律ができるまでの便法だ、^(五八)とされる。

【新株引受権付社債】

当初の論点に入っていないが、証券業協会からの要望により改正要綱に含まれた。中島一郎（民事局長）によると、対外的取引を行っている企業の債権の三割が外貨建である。そこでドル建て債務を負うことで為替リスクのヘッジにしたいとの要望が寄せられた。転換社債では転換されると債務が消えるし、普通社債ではドル

金利が極めて高い。そこで甘味料を付ければドル金利を低くできるワラント付社債の導入が望まれた、という。^(五九)

(三) 会社機関の適正化・活性化

【株式保有規制】

株式の相互保有については議決権の制限規定を導入した。A社株の二五%超の株式を保有するB社に対し、A社が持つB社株の議決権は行使できないこととした。小山昭蔵(大臣官房審議官)によれば、独禁法の株式保有制限の目的が企業支配の行き過ぎを防止することにあるが、商法上の規制は議決権行使の適正化を図ることにあ^(六〇)る、とする。

二五%という数字につき、元木伸(法務省民事局参事官)は、①「関連会社」の定義が二〇%超の株式保有と営業面・人事面での影響を受ける会社であること、②ドイツも二五%を保有制限の基礎にしていること、この二点を挙げる。^(六一)

なお、子会社は親会社の株式を原則保有できないこととした。理由としては自己株式の保有禁止の脱法を防ぐため、という。こうした法人による株式保有規制については、証券取引審議会でも「個人株主対策の一環として法人による株式保有規制を商法に盛り込むべし」^(六二)との要請があったことも背景にある。

もっとも、鴻常夫(東京大学教授)によれば、上記の相互保有規制については学会では十分とは考えられていない、という。株式の相互保有は望ましくない、放任すべきではないという基本精神が示

されたことに意義がある、という。^(六三)

【少数株主権限】

株式総数の一%以上もしくは三〇〇株(単位)を保有する株主に、新たに株主提案権が創設された。従来、少数株主権限として「総会招集請求権」(三%以上)、「会社の帳簿閲覧権」(一〇%以上)があったが、これらよりも行使の条件が緩やかである。

株主は総会に出席すれば、発言し、提案もできるが、「株主提案権」の特徴は、提案事項を前もって送れば総会招集通知に提案事項が記載され、全株主に送付されることにある。

【利益供与の禁止】

いわゆる「総会屋」を排除するため、株主権の行使に関して利益供与を禁止し、利益供与を受けた者に返還請求権を認めるとする。またこれに違反して会社の計算で利益供与をした取締役等を刑罰に処することとしている。

【取締役会の権限】

取締役会については、代表取締役に対する監督権限を法律に明記したこと、代表取締役に取締役会での報告義務を課したこと、代表取締役に委任できない重要事項を列挙したことがあげられる。元木(前掲)によれば、代表取締役が自分だけで決定できる事項を狭くして独断専行に陥らないことが目的であるという。^(六四)

【監査役の権限】

四九年改正で、監査役は取締役会に出席できることとなったが、

今回の改正で取締役会の招集ができる道が開かれた。また、営業に関する報告の徴求権限、取締役の法令・定款違反に関して取締役会の招集権者に招集を請求できるなどが加わった。

また、監査報告書の記載事項の拡大、大会社（資本金五億円以上または負債総額二〇〇億円以上）には監査役を二名以上にすることなどが規定された。

【監査特例法改正】

今回の改正案では、特例法監査の対象企業は、資本金一〇億円以上から五億円以上に広げた。この趣旨としては、経過措置を本則に戻しただけであるとされる。四五年に報告された法制審議会の監査特例法に関する答申では、適用対象企業は「一億円以上」だった。

これが四九年特例法では本則で「五億円以上」となったのだが、五〇億円の証取法非適用会社には当面の間、監査対象としないという附則が設けられた。その後、七年が経過し、監査が定着して公認会計士の能力にも余裕ができたので、本則に戻したのである。

なお、今回の改正案の素案となった五六年一月の法制審答申では、①売上げ二〇〇億円以上、②負債一〇〇億円以上の企業も対象とすべきである、③一―五億円の企業は定款で監査対象とできる任意適用会社も設けるべきである、との意見もあったが、税理士協会からの強い反対にあり、今回は負債二〇〇億円以上、を加えたのみとした。^(六五)

会計監査人の独立性を保つため、その選任は取締役会から株主総

会に移った。なお、元木（前掲）によれば、会計監査人による監査は、期中に監査して、常に取締役を経理処理が妥当かアドバイスすることに意義があり、それが証取法監査との違いだとする。^(六六)

(四) 計算・開示

【発行株式の資本組入れ】

額面、無額面を問わず、株式の発行価格の一／二超は資本に組み入れることとなった。従来は、額面金額だけを資本に、無額面株の場合は発行金額の三／四超を資本に組み入れることとなっていた。そこで改正試案では額面株式について無額面株と横並びで三／四超の資本組入れとなっていたが、これに財界が反対し一／二超となった。

稲葉威雄（民事局参事官）によると、改正の目的は、無額面株とのアンバランスの是正のほか、「額面思想の払拭」にあった。四〇年代後半に定着した公募時価発行では、配当は資本に組み入れた額（旧来は額面金額）を基準に決めていたため、そうした考え方を払拭させたい、というのである。^(六七)

【計算書類の確定】

四九年商法改正・監査特例法の際、もともと議論を呼んだのは、商法の計算規則と企業会計原則との調整であった。公認会計士が同じ上場会社に対して証取法監査の前に商法特例監査も行うことから、ダブルスタンダードを回避するため、会計処理と会計表示の統一を図る必要があり、商法改正とともに企業会計原則の修正が行わ

れたのだが、「継続性原則」と「特定引当金」の取扱いが問題となつた。^(六八)

会計方針の変更は、往々にして利益操作につながりやすく、商法に「継続性の原則」を明記することが望まれたが、財界は強く反対し、明記されなかったのである。今回の改正では、会計方針の変更は監査役(または会計監査人)による監査報告書の記載事項とすることで妥協が図られた。

他方、商法の「特定引当金」の多くは利益留保性の強いものだったが、^(六九) 今回の改正前までは決算書類の確定が「株主総会」の承認事項であったので、株主の不利となる利益留保性引当金は、そこでは正されうる、という解釈で、そのままになっていた。

今回の商法改正では、貸借対照表と損益計算書については会計監査人と監査役が適法意見のあったときは株主総会の承認は不要とした。他方、利益処分は株主総会の承認を要する。その結果「利益留保性の引当金」は範疇としては「利益処分」に入るので、「計算書類」の作成・監査では「特定引当金」を排除したという。

こうして、五六年改正では「社会的責任」、「株式制度」、「株式会社の機関」、「計算・開示」の論点については一応の対応策が出され、残るは「結合法制(企業の結合・合併・分割に関する法制)」と「大小会社の区分」^(七〇)の二つとなった。

総じて、五〇年代前半の証券関係国会審議録は、日本経済が高度

成長から安定成長へ大きく舵を切る過程で、その方向に沿って法律や制度を変更しようとした当時の立法関係者の努力を反映したものであるだろう。

(注)

- (一) 四〇年度補正予算案と財政特例法案、四一年度予算案については本資料第一巻に収録。
- (二) 当時は七年債であった。これが一〇年国債となるのは四七年からである。
- (三) 五三年度からは、税収受入期限は五月末となり、出納整理期間も一月延長の六月末となった。五三年度以降の特例国債も翌年度六月まで発行できることとなった。
- (四) 七六回国会、参議院大蔵委員会議録第七号、五〇年二月二三日。なお、四三年の国債整理基金特別会計法改正案は本資料第一巻に収録。
- (五) 『昭和財政史 昭和四九〜六三年度』第二巻「予算」東洋経済新報社、二〇〇四年、八九―九〇ページ。
- (六) 同上書、九八―九九ページ。
- (七) なお、五一年度補正予算(五二年二月二日成立)では、執行後の決算では建設国債二〇〇億円の増額、特例国債一〇〇億円の減額となっている。
- (八) これは五八年度公債発行特例法まで続いたが、第二次石油ショック

後の世界経済と日本経済の環境変化により、結局は五〇年度特例公債の借換えをせざるを得なくなった。このため、「昭和五九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置などに関する法律」は特例公債の借換えを可能にし、建設国債と同様に六〇年間で減債することとなった（『昭和財政史 昭和四九～六三年度』第五卷「国債・財政投融资」東洋経済新報社、平成一六年、一―ページ、二四七ページ）。五〇年度発行特例国債の償還が、現金ではなく借換債に変更されたことを含め、日本の国債市場の歴史的な経緯については中島将隆「拡大する日本国債市場の危機」『証券経済研究』四一号、平成一五年三月。

(九) 同上書、九〇―九一ページ。ちなみに、五二年九月シ団代表金融機関より「乗換え」による借換え方式の改善要望が提出された。乗換方式では、建設国債の一部は償還時に乗換えなくてはならず、原則現金償還の特例国債と比べ流動性が低下するからであった。金融機関は五二年四月から特例国債、一〇月から建設国債の売却を始めている。つまり、流動化を図るために乗換方式の改善が必要だったのである（同上書、九二ページ）。

(二〇) 利子配当の源泉徴収税率は、四〇年度から四八年度に一〇%から一五%へ、配当の源泉分離選択税率は一五%から二五%へ引き上げられた。他方、少額貯蓄非課税制度の限度額を引き上げ（四〇年度一〇〇万円から四九年度三〇〇万円）、少額国債利子非課税制度の創設（四三年）とその限度額引き上げ（四三年度五〇万円から四九年度三〇〇万円）。財産形成貯蓄制度創設（四六年）とその限度額引き上げ（一〇〇万円から四九年度三〇〇万円）。そのほか、少額配当の確定申告不要

制度（四〇年度創設）についても一銘柄につき五万円から一〇万円に引き上げている（四九年度）。なお、四〇年度の利子配当等の数次にわたる租税特別措置法改正案の審議については本資料第二巻に収録されている。

(二一) 「昭和五〇年度の税制改正に関する答申」（『昭和財政史 昭和四九～六三年度』第四卷「租税」東洋経済新報社、平成一五年三月、一五―一七ページ）。

(二二) 七五回国会、衆議院会議録第六号、五〇年二月一四日。

(二三) 七五回国会、参議院大蔵委員会会議録第一四号、五〇年三月二八日。

(二四) 八〇回国会、衆議院大蔵委員会会議録一〇号、五二年三月一六日。

(二五) 九一回国会、衆議院大蔵委員会会議録第一四号、五五年三月一九日。

(二六) 九一回国会、参議院大蔵委員会会議録第九号、五五年三月二八日。

(二七) 『昭和財政史 昭和四九～六三年度』第四卷、八六ページ。

(二八) 有価証券取引税法改正（四八年三月二九日成立）、本資料第二巻に収録。

(二九) 八四回国会、衆議院大蔵委員会会議録第八号、五三年二月二八日。

(三〇) 九四回国会、衆議院大蔵委員会会議録第八号、五六年二月二七日。

(三一) 九四回国会、衆議院大蔵委員会会議録第九号、五六年三月三日。

(三二) このほか、試案には独占企業の分割規定、同調的値上げに対する原価公表、違法値上げカルテルの原状回復命令等が含まれていたが、内閣提出法案からは削除された。

(三三) 七五回国会、衆議院商工委員会会議録二〇号、五〇年六月三日。

(三四) 証券取引審議会中間報告「株主構成の変化と資本市場の在り方」

五〇年六月二二日。

(二五) 七五回国会、衆議院商工委員会法務委員会大蔵委員会物価問題等

に関する特別委員会連合審査会議録、五五年六月一九日。

(二六) 七五回国会、小委員会議録一號、五〇年六月二七日。

(二七) 『昭和財政史 四九〜六三年度』第六卷「金融」、東洋經濟新報社、

二〇〇三年五月、九一ページ。

(二八) 七八回国会、小委員会議録一號、五一年一〇月二七日。

(二九) 八七回国会、小委員会議録一號、五四年一二月二六日。

(三〇) 八四回国会、小委員会議録一號、五三年六月一三日。

(三一) 九三回国会、小委員会議録一號、五五年一〇月二三日。

(三二) 八四回国会、小委員会議録一號、五三年六月一三日。

(三三) 九三回国会、小委員会議録二號(閉会中審査)、五五年一二月五日。

(三四) 八七回国会、小委員会議録一號、五四年一二月二六日。

(三五) 九三回国会、小委員会議録一號、五五年一〇月二三日。

(三六) 同上。

(三七) 九三回国会、小委員会議録二號(閉会中審査)、五五年一二月五日。

(三八) 相銀法改正では担保付社債に関する信託業の解禁、信金法等では、

信金の外為業務、信金・労金の員外向け内為業務の解禁などが盛りられていた。

(三九) 九四回国会、衆議院大蔵委員會議録二七號(五六年五月六日)。な

お付則五条には「不特定多数の者を相手方とする業務については、その内容・方法を定めて大蔵大臣の認可を受けねばならない」とある。

(四〇) 同上。

(四一) 森永貞一郎前日銀総裁、佐々木直金融制度調査会長、河野通一証券取引審議会長の三氏である。

(四二) 九四回国会、衆議院大蔵委員會議録二七號(五六年五月六日)。

(四三) 九四回国会、參議院大蔵委員會議録二二號、五六年五月一八日。

ちなみにCD(讓渡性預金)は自由性金利商品として、現先市場への資金シフトへの対抗から一九七九年五月に創設された。村本周三(全銀協会長)は、国内CDは指名債権で完全な流通性はない。「手形制度」も長い歴史を持つてうまく機能している。したがってCDやCPの在り方には慎重であるべきだと主張した(同上)。

(四四) 四九年に導入された三局(国際金融局・銀行局・証券局)による

行政指導をいう。銀行の証券現法が日本企業の公募外債の引受幹事をなすに当たり、証券系の現法を上席パートナーとするように指導した。

趣旨は、親銀行が証取法六五条の趣旨に反する行為(親銀行と発行企業との間で元引受に係るアドバイザーや条件決定など)を行わないようにするためである。

(四五) 九四回国会、衆議院大蔵委員會議録二八號、五六年五月八日。

(四六) 対外・対内証券投資に関しては「指定証券会社」経由は、事前届け出も不要になっている。ちなみに「指定証券会社」とは旧法下で包括許可を受けた取次証券会社を指す。

(四七) 九〇回国会、參議院大蔵委員會議録第一號、五四年一二月六日。

(四八) 八七回国会、衆議院大蔵委員會議録第二二號、五四年五月二三日。

なお、銀行・証券分離の「垣根」に与える影響として、日本の銀行がヨーロッパで証券現地法人を設立し、それが日本に支店を設置する可能性

が指摘された。これに対し渡辺豊樹（証券局長）は、親会社が金融機関の場合、外国証券業者法により免許を与えることはできないので、業際問題に発展することはないという。

(四九) 七七回国会、衆議院商工委員会会議録一〇号、五一年五月二日。

(五〇) 同上。

(五一) 八〇回国会、参議院法務委員会議録第三号、五二年三月二日。

(五二) 八〇回国会、衆議院法務委員会議録第九号、五二年四月一九日。

(五三) 八〇回国会、参議院法務委員会議録第六号、五二年四月二日。実際には、その廃止は平成五年（一九九三年）である。

(五四) 七二回国会、参議院会議録一〇号、四九年二月二日（本資料第二巻収録）

(五五) 九四回国会、衆議院法務委員会議録第六号、五六年四月二日、

同一二号、五月二日。

(五六) 九四回国会、衆議院法務委員会議録第六号、五六年四月二日。

(五七) 九四回国会、衆議院法務委員会議録第六号、五六年四月二日。

このほか、いわゆる総会屋の排除も意図されたと思われる。

(五八) 九四回国会、衆議院法務委員会議録第一〇号、五六年五月六日。

(五九) 九四回国会、衆議院法務委員会議録一二号、五六年五月二日。

(六〇) 九四回国会、参議院法務委員会議録第九号、五六年五月二八日。

(六一) 九四回国会、衆議院法務委員会議録第一二号、五六年五月二日。

(六二) 証券取引審議会報告書『株主構成の変化と資本市場の在り方』五一年六月。

(六三) 九四回国会、衆議院法務委員会議録第一〇号、五六年五月六日。

(六四) 九四回国会、衆議院法務委員会議録第六号、五六年四月二日。

(六五) 同上。

(六六) 同上。

(六七) 九四回国会、衆議院法務委員会議録第一一号、五六年五月八日。

(六八) 本資料第二巻「解題」を参照。

(六九) 四九年改正前の四六年三月末現在、公認会計士の有価証券報告書に対する限定意見の八割以上が、利益剰余金性引当金に関するものだった（『大蔵省証券局年報』昭和四七年版、二六八ページ）。

(七〇) 大小会社の区分について、竹内昭夫（東京大学教授）は、最低資

本金を設けて小会社を排除するか、それとも有限会社法を工夫してもっと簡単な零細企業向きの法律を作るかのどちらかであるが、後者が学会の多数意見だ、という（九四回国会、参議院法務委員会議録八号、五六年五月二七日）。

凡 例

- 一、この国会審議録に関わる資料は、昭和四十年から平成元年までの国会（第四十九回から百十七回国会まで）における法律案を中心とした審議の会議録の中から、証券関係の重要案件を選び、これを回次順に編集したものである。
- 二、法案等の審議の会議録原本は国会図書館所蔵のものによった。
- 三、各巻の収録要領は次のとおりである。
 - (一) 案件の配列は、各議会頃に証券関係重要法案、関連法案、法案審議以外の関連審議案件とした。
 - (二) 一つの案件審議は、委員会、本会議を通じて、日付順に会議の順を追って配列した。
 - (三) 採録は委員会における提案理由説明、質疑、討論、採決、本会議における委員長報告、質疑、討論、採決である。
 - (四) 国会の会議録は紙幅の関係上、原本をそのまま採録したわけではなく、一部省略している。原本にあるものを編集側で省略した箇所については（前略）、（中略）、（後略）、（以下略）、（ほか略）などとした。なお、読みやすさを考慮し、これらの注記を入れたのは、大幅に省略した部分のみに限られている。また、内容が不明な箇所や明らかな誤りには、「」内に編注（訂正）を入れ、判然としないものには「原文のとおり」とした。
 - (五) 活字は個人名を除き、原則として新字体とした。
 - (六) 出席者名は委員会に限って採録した。原則として当該委員会委員名は全部、政府委員名その他の氏名は、発言者のみに限った。
 - (七) 法律の条文は、基本的に本会議で採決が行われたときのものを採録している。また、関連法案は一部採録または省略した。

目次

昭和統編第三卷の刊行に当たって

証券関係国会審議録(三) 解題

凡例

一 証券関係国会審議録(三)

第七十三回(臨時)国会

(昭和四十九年七月二十四日～昭和四十九年七月三十一日)

金融及び証券に関する件

衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号(閉会中審査)(昭和四十九年十月十六日)……………

第七十五回国会

(昭和四十九年十二月二十七日～昭和五十年七月四日)

金融に関する件

衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号（昭和五十年六月二十七日）	五
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	

衆議院会議録第二十号（昭和五十年五月八日）	二〇
衆議院 商工委員会議録第十八号（昭和五十年五月二十八日）	二四
衆議院 商工委員会議録第二十号（昭和五十年六月三日）	二六
衆議院 商工委員会議録第二十一号（昭和五十年六月四日）	三
衆議院 商工委員会議録第二十二号（昭和五十年六月六日）	二五
衆議院 商工委員会議録第二十五号（昭和五十年六月十八日）	二六
衆議院 商工委員会法務委員会大蔵委員会物価問題等に関する特別委員会連合審査会議録第一号（昭和五十年六月十九日）	三〇
衆議院 商工委員会議録第二十七号（昭和五十年六月二十四日）	四〇
衆議院会議録第三十号（昭和五十年六月二十四日）	四四
衆議院会議録第十八号（昭和五十年六月二十七日）	四四
参議院 商工委員会會議録第二十一号（昭和五十年七月一日）	四四

第七十六回（臨時） 国会（昭和五十年九月十一日～昭和五十年十二月二十五日）

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

衆議院會議録第六号（昭和五十年十月十七日）	五〇
衆議院 予算委員会議録第一号（昭和五十年十月二十日）	五三

衆議院	予算委員会議録第三号(昭和五十年十月二十二日)	西
衆議院	予算委員会議録第八号(昭和五十年十月二十九日)	三
衆議院	衆議院会議録第十三号(昭和五十年十一月十一日)	七
衆議院	大蔵委員会議録第三号(昭和五十年十一月十二日)	六
衆議院	大蔵委員会議録第四号(昭和五十年十一月十九日)	五
衆議院	大蔵委員会議録第五号(昭和五十年十二月三日)	一九
衆議院	衆議院会議録第十七号(昭和五十年十二月五日)	二三
衆議院	大蔵委員会議録第五号(昭和五十年十二月十六日)	一九
衆議院	大蔵委員会議録第六号(昭和五十年十二月十八日)	一四
衆議院	大蔵委員打合会議事速記録第一号(昭和五十年十二月十九日)	一五
衆議院	大蔵委員会議録第七号(昭和五十年十二月二十三日)	一七
衆議院	衆議院会議録第十八号(昭和五十年十二月二十四日)	一五
衆議院	商工委員会議録第二号(昭和五十年十一月十二日)	二四
衆議院	商工委員会議録第四号(昭和五十年十二月九日)	二五

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案

第七十七回国会

(昭和五十年十二月二十七日～昭和五十二年五月二十四日)

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

衆議院 商工委員会議録第二号（昭和五十一年三月二日）	二〇七
衆議院 商工委員会議録第六号（昭和五十一年四月二十七日）	二〇八
衆議院 商工委員会議録第九号（昭和五十一年五月十一日）	二〇九
衆議院 商工委員会議録第十号（昭和五十一年五月十二日）	二一三
衆議院 商工委員会議録第十一号（昭和五十一年五月十四日）	二一〇
衆議院會議録第十九号（昭和五十一年五月十四日）	二一三
参議院 商工委員会議録第五号（昭和五十一年五月十八日）	二二三
参議院 商工委員会議録第六号（昭和五十一年五月二十日）	二二八
参議院會議録第十三号（昭和五十一年五月二十一日）	二二五

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

衆議院會議録第八号（昭和五十一年二月二十七日）	二二五
衆議院 大蔵委員会議録第七号（昭和五十一年四月二十八日）	二六四
衆議院 大蔵委員会議録第八号（昭和五十一年五月六日）	二六五
衆議院 大蔵委員会議録第十号（昭和五十一年五月十日）	二八三
衆議院 大蔵委員会議録第十一号（昭和五十一年五月十一日）	三〇九
衆議院 大蔵委員会議録第十二号（昭和五十一年五月十二日）	三一一
衆議院會議録第十八号（昭和五十一年五月十三日）	三三三
参議院會議録第二号（その二）（昭和五十一年一月二十三日）	三三六
参議院 大蔵委員会議録第八号（昭和五十一年五月十八日）	三三九
参議院 大蔵委員会議録第十号（昭和五十一年五月二十日）	三四〇

参議院 大蔵委員会会議録第十一号（昭和五十一年五月二十一日）	三五
参議院 大蔵委員会公聴会会議録第一号（昭和五十一年五月二十二日）	三五
参議院会議録第十四号（昭和五十一年五月二十四日）	三七

金融及び証券に関する件

衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会会議録第一号（閉会中審査）（昭和五十一年六月十一日）	三七
---	----

第七十八回（臨時）国会

（昭和五十一年九月十六日～昭和五十一年十一月四日）

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

参議院 大蔵委員会会議録第五号（昭和五十一年十月十四日）	三五
参議院会議録第八号（昭和五十一年十月十五日）	三五
衆議院 大蔵委員会会議録第二号（昭和五十一年十月十五日）	四〇
衆議院会議録第七号（昭和五十一年十月十五日）	四〇

金融及び証券に関する件

衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会会議録第一号（昭和五十一年十月二十七日）	四〇
---	----

第八十回国会

（昭和五十一年十二月三十日～昭和五十二年六月九日）

金融及び証券に関する件

衆議院 大蔵委員会議録第二十一号（昭和五十二年四月十九日）	四四
衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号（昭和五十二年五月二十四日）	四六

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院 商工委員会議録第十三号（昭和五十二年四月十九日）	四三
衆議院 商工委員会議録第十四号（昭和五十二年四月二十日）	四三
衆議院 商工委員会議録第十六号（昭和五十二年四月二十二日）	四七
衆議院 商工委員会議録第十七号（昭和五十二年四月二十六日）	四三
衆議院 商工委員会議録第十九号（昭和五十二年四月二十八日）	四四
衆議院 商工委員会議録第二十号（昭和五十二年五月十日）	四六
衆議院 商工委員会議録第二十一号（昭和五十二年五月十二日）	四三
衆議院 商工委員会議録第二十六号（昭和五十二年五月十三日）	四六
衆議院 商工委員会議録第八号（昭和五十二年五月十七日）	四七
衆議院 商工委員会議録第十号（昭和五十二年五月二十四日）	四六
衆議院 商工委員会議録第十二号（昭和五十二年五月二十五日）	四七
衆議院 商工委員会議録第十六号（昭和五十二年五月二十七日）	四三

社債発行限度暫定措置法案

衆議院 法務委員会議録第二号（昭和五十二年三月十五日）	四四
-----------------------------	----

参議院	法務委員会会議録第三号 (昭和五十二年三月二十二日)	四九五
参議院	法務委員会会議録第五号 (昭和五十二年四月七日)	五〇四
参議院	法務委員会会議録第六号 (昭和五十二年四月十二日)	五一
参議院	参議院會議録第九号 (昭和五十二年四月十六日)	五二五
衆議院	法務委員会会議録第九号 (昭和五十二年四月十九日)	五二五
衆議院	法務委員会会議録第十一号 (昭和五十二年四月二十二日)	五三
衆議院	法務委員会会議録第十二号 (昭和五十二年四月二十六日)	五六
衆議院	法務委員会会議録第十四号 (昭和五十二年五月十日)	五三
衆議院	法務委員会会議録第十五号 (昭和五十二年五月十七日)	五四
衆議院	法務委員会会議録第十七号 (昭和五十二年五月二十日)	五七
衆議院	衆議院會議録第二十九号 (昭和五十二年五月二十四日)	五七

第八十四回国会

(昭和五十二年十二月十九日～昭和五十三年六月十六日)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

衆議院	大蔵委員会会議録第六号 (昭和五十三年二月十七日)	五四〇
衆議院	大蔵委員会会議録第七号 (昭和五十三年二月二十二日)	五四〇
衆議院	大蔵委員会会議録第八号 (昭和五十三年二月二十八日)	五四五
衆議院	大蔵委員会会議録第九号 (昭和五十三年三月一日)	五五〇
衆議院	大蔵委員会会議録第十二号 (昭和五十三年三月八日)	五五四

衆議院會議録第十二号（昭和五十三年三月十日）……………五五

参議院 大蔵委員会會議録第五号（昭和五十三年三月十七日）……………五五

参議院 大蔵委員会會議録第六号（昭和五十三年三月二十三日）……………五五

参議院 大蔵委員会會議録第八号（昭和五十三年三月二十八日）……………五三

参議院 大蔵委員会會議録第九号（昭和五十三年三月三十日）……………五七

参議院會議録第十二号（昭和五十三年三月三十一日）……………五九

金融及び証券に関する件

衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会會議録第一号（昭和五十三年六月十三日）……………五〇

第八十五回（臨時）国会（昭和五十三年九月十八日～昭和五十三年十月二十一日）

金融及び証券に関する件

衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会會議録第一号（閉会中審査）（昭和五十三年十一月九日）……………五七

第八十七回国会（昭和五十三年十二月二十二日～昭和五十四年六月十四日）

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

衆議院 大蔵委員会會議録第二十一号（昭和五十四年五月二十二日）……………五三

衆議院 大蔵委員会議録第二十二号（昭和五十四年五月二十三日）……………	五三
衆議院 大蔵委員会議録第二十五号（昭和五十四年六月一日）……………	六一
衆議院会議録第三十一号（昭和五十四年六月五日）……………	六三
参議院 大蔵委員会議録第二十三号（昭和五十四年六月十四日）……………	六三
金融及び証券に関する件	

衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号（閉会中審査）（昭和五十四年六月二十一日）……………	六四
--	----

第九十回（臨時）国会（昭和五十四年十一月二十六日～昭和五十四年十二月十一日）

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

衆議院 大蔵委員会議録第一号（昭和五十四年十二月五日）……………	六三
衆議院会議録第六号（昭和五十四年十二月六日）……………	六八
参議院 大蔵委員会議録第一号（昭和五十四年十二月六日）……………	六九
参議院会議録第五号（昭和五十四年十二月十一日）……………	六七

第九十一回国会（昭和五十四年十二月二十一日～昭和五十五年五月十九日）

金融及び証券に関する件

衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号（昭和五十四年十二月二十六日）	六三
所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案	

衆議院会議録第六号（昭和五十五年二月十二日）	六五〇
衆議院 大蔵委員会議録第九号（昭和五十五年三月四日）	六五五
衆議院 大蔵委員会議録第十号（昭和五十五年三月五日）	六六〇
衆議院 大蔵委員会議録第十一号（昭和五十五年三月七日）	六六五
衆議院 大蔵委員会議録第十二号（昭和五十五年三月十二日）	六六九
衆議院 大蔵委員会議録第十三号（昭和五十五年三月十八日）	六七〇
衆議院 大蔵委員会議録第十四号（昭和五十五年三月十九日）	六七二
衆議院 大蔵委員会議録第十五号（昭和五十五年三月二十一日）	六七六
衆議院会議録第十二号（一）（昭和五十五年三月二十五日）	六八一
衆議院会議録第六号（その一）（昭和五十五年三月五日）	六八二
衆議院 大蔵委員会議録第七号（昭和五十五年三月二十六日）	六八四
衆議院 大蔵委員会議録第九号（昭和五十五年三月二十八日）	七〇〇
衆議院会議録第八号（その一）（昭和五十五年三月三十一日）	七三三

第九十三回（臨時）国会

（昭和五十五年九月二十九日～昭和五十五年十一月二十九日）

金融及び証券に関する件

衆議院	大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号（昭和五十五年十月二十三日）	七三
衆議院	大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第二号（閉会中審査）（昭和五十五年十二月五日）	七七

第九十四回国会

（昭和五十五年十二月二十二日～昭和五十六年六月六日）

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

衆議院	大蔵委員会議録第八号（昭和五十六年二月二十七日）	七五
衆議院	大蔵委員会議録第九号（昭和五十六年三月三日）	七〇
衆議院	大蔵委員会議録第十二号（昭和五十六年三月十八日）	七一
衆議院	大蔵委員会議録第十一号（昭和五十六年三月二十日）	七九
衆議院	大蔵委員会議録第六号（昭和五十六年三月二十日）	七二
衆議院	大蔵委員会議録第九号（昭和五十六年三月二十六日）	七三
衆議院	大蔵委員会議録第十号（昭和五十六年三月二十七日）	七九
衆議院	大蔵委員会議録第十二号（昭和五十六年三月三十日）	八四
衆議院	大蔵委員会議録第十号（昭和五十六年三月三十一日）	八六

銀行法、証券取引法の一部を改正する法律案

衆議院	大蔵委員会議録第二十二号（昭和五十六年四月二十四日）	八八
衆議院	大蔵委員会議録第二十六号（昭和五十六年四月二十四日）	八三
衆議院	大蔵委員会議録第二十七号（昭和五十六年五月六日）	八五

衆議院 大蔵委員会議録第二十八号 (昭和五十六年五月八日)	八三六
衆議院 大蔵委員会議録第二十九号 (昭和五十六年五月十二日)	八四四
衆議院 大蔵委員会議録第三十号 (昭和五十六年五月十三日)	八五一
衆議院会議録第二十五号(一) (昭和五十六年五月十五日)	八四四
参議院 大蔵委員会会議録第二十一号 (昭和五十六年五月十五日)	八六六
参議院 大蔵委員会会議録第二十二号 (昭和五十六年五月十八日)	八六六
参議院 大蔵委員会会議録第二十三号 (昭和五十六年五月二十一日)	八七七
参議院会議録第二十号 (昭和五十六年五月二十五日)	八六六

商法等の一部を改正する法律案

衆議院会議録第十九号 (昭和五十六年四月十七日)	八九六
衆議院 法務委員会議録第六号 (昭和五十六年四月二十一日)	九〇三
衆議院 法務委員会議録第八号 (昭和五十六年四月二十四日)	九四三
衆議院 法務委員会議録第九号 (昭和五十六年四月二十八日)	九六六
衆議院 法務委員会議録第十号 (昭和五十六年五月六日)	九六五
衆議院 法務委員会議録第十一号 (昭和五十六年五月八日)	一〇二五
衆議院 法務委員会議録第十二号 (昭和五十六年五月十二日)	一〇六四
衆議院 法務委員会議録第十三号 (昭和五十六年五月十三日)	一〇九
衆議院会議録第二十五号(一) (昭和五十六年五月十五日)	一一〇六
参議院 法務委員会会議録第六号 (昭和五十六年五月二十一日)	一一〇七
参議院 法務委員会会議録第七号 (昭和五十六年五月二十六日)	一一三〇

参議院 法務委員会会議録第八号（昭和五十六年五月二十七日）	二四
参議院 法務委員会会議録第九号（昭和五十六年五月二十八日）	二七
参議院 法務委員会会議録第十号（昭和五十六年六月二日）	二〇五
参議院会議録第二十二号（昭和五十六年六月三日）	二三六